

第 6027 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 8月24日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 従業員を被保険者とする養老保険の保険料

Q：従業員の福利厚生を目的として、被保険者を従業員、死亡保険金受取人を従業員の親族、満期保険金の受取人を事業主とする養老保険に加入しようかと考えています。保険料はどのように取り扱われますでしょうか？

A：福利厚生と認められなければ必要経費になりません。

【解説】

お尋ねの養老保険は、いわゆるタックスハーフといわれるもので、法人税では、死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が法人である場合には、その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する、ただし、役員又は部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合には、その残額は、その役員又は使用人に対する給与とする、としています。

ただし、この取扱いは、法人税における取扱いで、所得税においては、こうした規定がありません。

したがって、所得税においても法人税の取扱いに準じて、同様に取り扱われるようにも考えられますが、保険金の満期保険金が事業主であり、それが福利厚生のために費消されることが保障されていないとして必要経費として認められないとした判決もありますので、慎重に検討する必要があると思われます。

